

A Study of the Crop-watch and the Night-watch of Rural Society in Modern North China

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/24004

近代中国華北農村社会における 「看青」・「打更」についての一考察

内 山 雅 生

目 次

- I、問題の所在
- II、旗田「看青」説について
- III、「看青」と「打更」
 - 1、「看青」
 - 2、「打更」
 - 3、「保甲自衛団」と「看青」・「打更」
- IV、小括

I、問題の所在

筆者は、1986年8月に、「中国社会経済史学術交流訪中団」の一員として、約2週間ほどの日程で、華北農村を参観する機会を得た。⁽¹⁾

「三中全会」以後の中国農村の変貌ぶりは、話に聞いていた以上に大きく、筆者の抱き続けてきた中国農村像の改変を迫られる程であったといっても過言ではなかった。竹内実「茶館」等を読んで形成された筆者の中国農村のイメージは、地平線まで続く長いウネと所々に点在する「土糞」であった。⁽²⁾しかし眼前に広がる農地の実態は、「生産責任制」の影響からか、長いウネが細かく分断され、各畑には野菜や他の商品作物が生産されていた。

旅行中我々は、鉄道やマイクロ・バスを利用して、調査農村を移動した。車窓から、人家を離れた畑の中にぽつんぽつんと点在している小屋が目にと

まった。注視すると小屋の近辺には主に野菜や果樹が栽培されており、小麦とか綿花が植られている事は稀であった。

図1は今回の調査村の一つであった河北省樂城県寺北柴村に向かうバスの中から撮影した写真である。人間1人が横になれる程度のスペースをもった高床式の小屋の周りは、藁らしき物で覆われおり、さらに屋根部分にはビニールが被されていた。⁽³⁾寺北柴村で書記の徐夢祥・会計係の趙球両氏及び戦中期満鉄等の調査機関による調査(1952~58年に「中国農村慣行調査」として岩波書店から出版され、1981年同書店から復刊された。なお以後「慣行調査」と略称する)が実施された時の村の実力者張樂卿の息子の張忠寅氏とのインタビューの中で、前述の小屋について説明を受けた。以下に応答の一部を紹介する。

「我々がここに来る時に畑の中で小さな小屋を見ましたがあれは一種の看青(作物の見張り)ではないのですか=あれは瓜畑だ

それは自分の家の瓜を見張っているのですか=そうだ。自分の瓜を見ている。

小屋の名前はなんと言うのですか=瓜棚

解放前にも個人で見張っていたのですか=そうだ

共同で見張ることはなかったのですか=ない

例えば順番に見張るとか=ない」⁽⁴⁾

「瓜棚」の存在は、筆者に3つの驚きを与えてくれた。その第1は、いくら「人民公社」が解体し、「生産責任制」になったからとはいえ、社会主義中国の農村に、作物の見張りが必要なのかという素朴なショックである。山本秀夫氏は、「人民日報」に掲載された「郷規民約」を分析して、「生産面での家族生産請負制によって生産が増大し、収入もふえる反面、生産大隊、生産隊の統制がゆるみ、社会の治安が乱れ、風紀の頹廃をきたした農村が各地に出現した」ことに対する対策として、「『郷規民約』という伝統的な形式を採用して、村落の治安を維持し、『封建的』な悪習慣をやめさせることによって実現されつつある点に、西欧的近代化・民主化とは異なる道を歩みはじめたと見ることができる」と論及している。⁽⁵⁾果たして作物の見張りが伝統的形式を踏まえているか、後述するが、農村社会の治安が乱れ、風紀が頹廃してい

るのは事実である。

第2の驚きは、1940年代の華北農村を調査研究した『慣行調査』及びそれに基づく研究では「看青」の事例報告が少ない樂城県寺北柴村で、たとえ組織化して共同で見張る事が少なかったとはいえ、そして「看青」という語句を農民が知らなくても、事実上作物の見張りが存在していた事である。

第3は、作物の見張りに使用するといわれる小屋の形態が過過去の華北農村に関する調査研究と類似していることである。例えば、義和団

運動直前の山東省を中心として、華北地方の農村社会を静態的に叙述した A. H. スミス氏の『支那の村落生活』には、「硬い高粱の茎を敷いた軽い木の寝台が畑に置いてある。数本の高粱の茎を尖頭で結んで、日の当たる側に一枚の古い簾を紐付ける」と、作物の見張り小屋の様子が描かれている。⁽⁶⁾



図1 寺北柴村の「瓜棚」



図2 Crop-watcher's field house

また1930年代初頭の華北農村を調査したS. D. ギャンブル氏の“North China Villages”⁽⁷⁾には、crop-watcher's field houseの写真(図2)が掲載されている。図1の写真と比較すると、屋根にビニールが被さっていない他は、極めてその形状が類似している事が理解されよう。

昨夏の訪中旅行の際に得た、作物見張りの小屋についての3つの驚きは、本稿で「看青」をとりあげる直接的契機である。

かつて筆者は、「近代華北農村社会における『共同関係』についての一考察」⁽⁸⁾と題する拙文の中で、1940年代前半期の河北省順義県沙井村(現在は北京市の管轄下にある)の「看青」と「搭套」をとりあげ、「会首」を中心とする村落支配構造との関係から「共同体的諸関係」について考察したことがある。但し前稿においては、旗田巍氏の「看青」研究を継承して、農業生産レベルでの「相互扶助的な協同関係」としての「搭套」の実態の紹介に力点を置いたきらいがあり、「看青」の機能・実態については、旗田氏の研究の枠を出していない。従って、旗田「看青」説の特徴ともいうべき、①「看青」の歴史的発展過程、②華北農村の「零落過程における団体的協同事業」としての「看青」という2つの考え方への批判が不十分な結果に終わったことは否定できない。

従って本稿が、「看青」のみならず、後述するごとく「打更」をもとりあげ、近代中国農村社会について再考する理由の第1は、旗田「看青」説を批判的に検討し、継承すべき点を明らかにすることにある。

その第2は、村落支配構造との関係のみならず、別稿「近代中国華北農村における『田賦催促人』」⁽⁹⁾でとりあげた、国家の行政的支配構造の末端としての県と、農民の自律的生活空間としての村との関係から、農民の生活及び農業生産の維持と、村落の防衛的機能を考察することにある。

その限りにおいては、本稿は複雑な様相を呈しながら、その独自の論理による「近代化」を推進していこうとする現代中国農村の基底部に流れる「伝統的要素」を再考するための一試論に過ぎない。

註

- (1) 「中国社会経済史学術交流訪中団」の目的及び成果については、拙稿「中国華北農

村参観の旅」(「近くに在りて」第11号 汲古書院 1987年5月)を参照のこと。

- (2) 竹内実「茶館」(大修館書店 1974年)74頁には、進藤孝三「満州由利郷開拓誌」掲載の写真を参考に、中国農民にとっての生活圏の広さとの関係から、200~300メートルに及ぶ長いウネが紹介されている。「慣行調査」第1巻々末に所収された沙井村の地図を見れば、長いウネに区画された農地が一般的であったことが理解される。
- (3) 川井悟「中国華北農村の参観から」(「同朋」第78号 同朋舎出版 1984年12月)には、北戴河近くの昌黎県後両山村に見られた「昔ながらの作物(果樹)見張小屋」の写真が掲載されている。
- (4) 1986年8月7日、寺北柴村におけるインタビュー。主なる応答者は徐氏。なお本文は通訳の労をとってくれた中生勝美氏が、参加者の確認を得ながら録音テープから起こしたものの一部である。
- (5) 山本秀夫「中国農村の現代化と『郷規民約』」(「日中経済協会会報」第118号 1983年5月)。
- (6) A. H. スミス(仙波泰雄・塩谷安夫訳)「支那の村落生活」(生活社 1941年)194頁。
- (7) S. D. Gamble "North China Villages" University of California Press 1963
- (8) 「金沢大学経済学部論集」第3巻第1号所収。
- (9) 小林弘二編「旧中国農村再考」(アジア経済研究所 1986年12月)所収。

II、旗田「看青」説について

旗田氏は、その「看青」研究の中で、A. H. スミス、平野義太郎、福武直の三氏の「看青」についての研究を紹介した後、「これまでの研究は、看青のいろいろの形態を一律に扱い、それぞれの形態の間の歴史的関係を見捨てていること、それぞれの形態を生みだした村落の社会的地盤の差異を注意していないこと、いいかえれば、看青に示された協同関係を、歴史的発展的に研究していないこと、そこに問題がある。」と批判している。⁽¹⁾いわば「看青」の中に中国農村の抱える歴史的発展の内実を探究しようとされたことに、旗田「看青」説の基点がある。

事実旗田氏が、「看青」についての先行研究として紹介した三氏の論究には、スミス氏は自らの見聞に基づいて、平野・福武両氏は、「慣行調査」を始めとする満鉄等の調査機関による調査研究に基づいているという違いが存在するとはいえ、共に「看青」についての事例を並列化し、かつそれら農村に存在する慣行を「共同体」の残滓として把握していることは、特徴的である。

ところで、旗田氏は『慣行調査』で主調査地とされた河北省順義県沙井村・同省良郷県店村・同省樂城県寺北柴村・同省昌黎県侯家營・山東省歷城縣冷水溝莊・同省恩県後夏寨の6村（その地理的位置については図3を参照のこと）を中心に、「看青」の発展過程を、①看青を必要としなかった時代、②個々の農家が看青した時代、③光棍・土棍の私的看青の時代、④村民協同して看青する時代に区分して、次のような指摘をする。

「看青は、私的な看青から、漸次公的なあるいは協同的な看青に発展したのであり、看青における協同は、看青の出発点ではなく、後世の産物である。華北村落における村民の重要な協同関係とされている、看青の協同関係は、

村落生活の安定していた時代の産物ではなく、村落生活が不安となった時代の産物である。それは個人あるいは家が団体のなかに没入し、団体が生活の単位であったような時代に成立する協同関係ではなく、すでに個々に分解したものが、不安な生活に直面して、自己を守るために、

協力する協同関係である。それは社会発展の初期に見られる協同関係ではなく、貧民、盗人がふえて、村落生活がひどく困難となった時代に、より以上の困窮をふせぐために生まれる協同関係である。」⁽²⁾

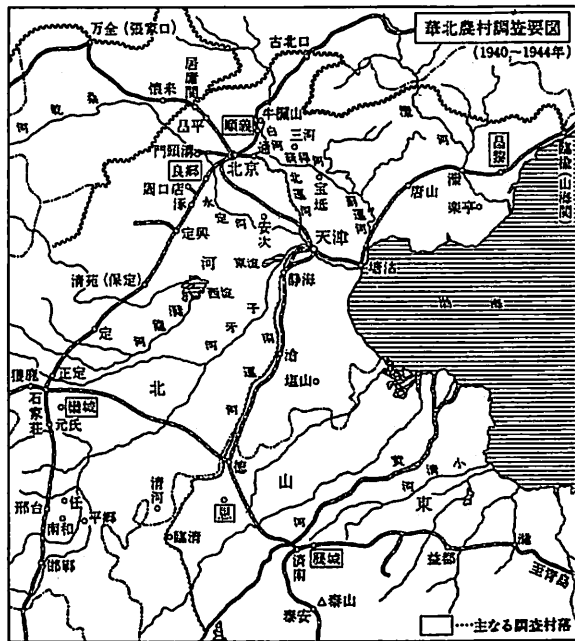


図3 調査村の所在地

引用がいささか長くなったが、この指摘は旗田「看青」説の中心的命題と関係する。つまり「看青」は村民の貧窮化の進行過程において、私的關係から公的關係へと組織化されて来る。換言すれば村落の発展過程ではなく、その零落過程において成長発展するというのである。当然のことながら、前述の三氏に特徴的な、共同体の残滓として「看青」を把握する考え方は否定されている。このような旗田氏の考え方は、「看青の境界」の成長過程との関係から探究される「村界の形成の歴史的な方向」にも強調されている。

旗田氏によれば、「看青の境界がない村」とされる後夏寨や寺北柴村、さらに「看青の境界があるが、あくまで看青夫の縄張りにとどまっている村」である冷水溝荘や侯家営では同族的聚居の傾向が強く、自作農が多く、階級分化が進行していない。これに対して「看青の境界が、村の看青の境界」となっている、つまり村界とオーバー・ラップする沙井村や呉店村では、同族関係が分解し異姓雑居の傾向がつよく、階級分化も進行して小作人や貧農が多いという。⁽⁹⁾

このような「看青の境界」が「村の境界」へ成長転化することは、「中国村落の重要な一つの方法」である「同族関係の分解、自作農の没落、その階級分化の進行」に対応しているが、「看青」同様「村の発展過程においてではなく、その零落の過程において成長発展する」という。

このような旗田「看青」説に対して、前章で述べたように、拙稿「近代華北農村社会における『共同関係』についての一考察」で筆者は、①沙井村の場合「看青」は、「会首」を中心とする村落支配構造と連関して成立している。②一方、農家の相互扶助的「共同関係」である「搭套」は、現象的には旗田氏が指摘するように、「看青」ほど村落レベルにまで組織化されず、活発に機能しているとは言い難い。③しかし、なぜ「多数の農民を結集した協同活動」が見られないのか、その一方で、ごくわずかとはいえ、なぜ農業生産に関する「共同関係」＝「農家の相互扶助的協同」が存在するのか、疑問の残るところである。④そして、当該期の華北農村の社会変動の中で、「搭套」という形態をとらざるを得ない農業生産状況を考慮すると、旗田氏のように農家の「相互扶助的協同関係」を、「看青」に代表される村落レベルに組織化された「共同関係」と切り離すべきではなく、村落支配構造の把握という視点か

ら統一的に理解すべきだと指摘しておいた。

さらに「看青の境界の成長の歴史的地盤とその村界への転化」をめぐる旗田説については、「調査に足る治安状況がどうか」ということがその選定の基準とされた6村をとりあげて、どこまで華北農村の発展方向を探ることができるか問題が残るとし、個別調査農村の支配構造を究明し、その地域の特殊性を明らかにする作業を通して、改めて華北村落の発展方向に関する試論を提示することが可能となると述べておいた。

しかし、改めて旗田「看青」説を検討すると、前述の三氏の見解とは違って「協同関係」に歴史的考察のメスをふるった旗田氏の問題意識の鋭さに身のひきしまる思いがするが、氏の問題提起を継承するうえでも、批判的に再検討することが望まれる。

まず第1に、旗田「看青」説が主張する「看青の発展過程」の中で問題とされることは、「看青を必要としなかった時代」の設定であろう。つまり「かつて被害のなかった時代には、なんの看視もいらなかった」ということをどう理解するかということである。この旗田氏の発想は、スミス氏等の「看青」の事例を並列化し、単純に「共同体」の残滓と捉える方法を批判するうえでは、極めて有効である。

しかし「看青を必要としなかった時代」を歴史的に検討しようと思っても、さらに「村落生活の安定していた時代」についての具体像を想起しようと思っても、旗田「看青」説からは、その実態は明らかにされない。というのは、「何の被害もなく従って看視のいない」ということ自体が、「協同関係」の成立・発展を考察するうえで理論的に組み立てられた「理念型」=抽象的概念にすぎないからである。

「看青の発展過程」について次に問題とされることは、「零落過程において成長発展する」ことである。実は、旗田「看青」説自身が、自給自足的農村経済の崩壊と農作物の商品化、さらに帝国主義による植民地的農村支配の強化、という解放前中国農村の経済的現実を直視したうえで、「看青」等の「協同関係」をとりあげている。それは「古代家族的土地所有」が、「資本主義の侵入・農村経済の崩壊・無数の貧民群の創出によって、富農と雇農との階級分化を一般化し」、「このような関係の拡大は、社会の進歩ではなく、立ちぐ

され停滞である」と主張する問題意識と共通する。⁽⁴⁾

従って、氏が語る「零落過程」とは、近代中国の農村経済を総括的に表現しようとする意図をもっている。しかし、その意図に基づいて中国近代の農村構造を把握するためには、「看青を必要としなかった時代」から「村民協同して看青する時代」までの時期区分のメルクマールを明確にしなければならない。そして、それぞれの時代に、いかに中国農村の零落過程が表出していったのか、歴史的に考察されなければならない。

その限りにおいて、旗田氏の語る「看青の発展過程」は、むしろ変革的要素と停滞的要素が相互に作用しあっている近代中国農村の実態の解明を試みているのであり、いわゆる「社会的発展の初期に見られる協同関係」から、歴史的に考察したものではない。当然「理念型」としての「協同関係」の成立・発展を問題とする旗田「看青」説にとってみれば、「共同体」の成立・発展を古代社会からときおこして、検討する必要はないということになる。

上記に述べた筆者の旗田「看青」説についての理解に誤りがなければ、そこに見られる「協同関係」と中国社会における「共同体」についての関係はいかなるものであるのかということが、第2の問題とされなければならない。

このことに関して旗田氏は、次のように述べている。

「この協同関係の成長過程は、村落生活の零落過程である。村民が土地を失い、小作人や出稼人がふえ、同族が四散し、外来者が入りこみ、村の財政が窮乏化する過程である。この過程において、盗人がふえ、作物の被害がひどくなると、個々の力ではふせげないので、協同をはじめ、協同を強める。それは、村の発展向上の過程においてではなく、その窮乏零落の過程において、より以上の零落をふせぐための消極的防衛である。

したがって、ここに生まれる協同関係は、いわゆる村落共同体とは全くちがう。そこにおいては、各個の生活の基礎が共同体にあり、各個はまだ共同体から切り離されていないがゆえに、各個は生まれながらにして共同体につながっている。その生活の全部、少なくとも主要な部分が、共同体に依存し、共同体を離れては各個の生活は成立しない。しかるに看青における協同は、各々別に独自の生活の基礎をもつ人々が、ただ看青という、生活の一面において結ぶ協同であり、その関係は合理的打算的である。」⁽⁵⁾

引用した文章の前半は、第1の問題と関わることであるが、後半部分は、旗田「共同体」論の特徴を表している。つまり戦前期日本で議論された中国における「村落共同体」については、その存在を否定している。しかし、同時に旗田氏は、日本やヨーロッパ社会に見られるような、強固な結合論理をもった「村落共同体」とは違った形態と内実をもつ「共同体」の存在をも認め、中国農村において大きな意味をもっていると主張する。だが、「看青」に見る「協同関係」は、中国の「共同体」と直接に結びつかず、むしろ「零落過程」と呼ぶ中国近代史の展開過程の中から析出されたものであると捉える。

従って、氏が農村に残存する諸慣行を、「協同関係」と表記するのも、あえて「共同体」から切断して、理論的に再考しようとしたことに他ならないのではないのかと筆者は考える。なお、筆者が旗田氏とは違って、「協同関係」と表記せず、「共同関係」とすることについては後述する。

第3の問題は、「共同体」から直接に生みだされたのではない「協同関係」と、「伝統的自治組織」としての村落との関係である。

旗田氏は「村公会」についての研究の書き出しで、中国の歴代の政府が、「村落に自生した伝統的自治組織を利用しつつ、官治の補助機関として保甲・里甲等の自治制度を設けた」が、「それは単に政府の恣意によってつくられたのではなく、村落の伝統的自治組織を基礎として設定され、前者は後者と結びつくことによってはじめてその機能の実現が可能となり、つねに後者の制約をうけていた」と論究している。⁽⁶⁾

従って、1940年代前半の華北農村において実施された「保甲制」も「保長は、村民の選出した村長であり、甲長は村の世話役たる会首であり、村の自生的関係が反映している」。また「新民会」への村民組織化運動の実態も、「新民会会員」＝「会首」であった。かくして「上よりの力はすべて村の自生的関係を通じて村内に浸透している」と断定している。⁽⁷⁾

旗田氏の「村公会」についての研究は、その「看青」説が発表される8年前に上梓されたものである。その間に、満鉄調査部慣行班の一員として「慣行調査」に従事されたわけであるが、旗田氏の研究は、一貫して中国農村社会についての旧来の捉え方を理論的に批判し、「古代家族的土地所有」という「村落共同体」説に代わる新しい見解を提示するための問題点を指摘し続け

てきた。それだけに、「自生的自治組織」としての村落の自生的活動と、「看青」に代表される「より以上の零落をふせぐための消極的防衛」としての「協同関係」という二つの論理の相互関係を、いかに理解すべきか苦慮するところである。

結論を予測して言えば、「村落の伝統的自治組織」は、「共同体」構成員としての各個が、「共同体」を離れては存在しえないことと、「生活の一面において結ぶ協同」であり「合理的打算的」関係である「看青」とは、それぞれ中国社会の「共同体」の深層部と表層部を物語っているのではないだろうか考える。

そこで、次章において、村落の防衛的機能である「看青」および「打更」、さらに「保甲自衛団」をとりあげ、改めて旗田「看青」説を再検討することとする。

註

- (1) 旗田綱『中国村落と共同体理論』（岩波書店 1973年）177頁。
- (2) 旗田 同上書 192頁。
- (3) 旗田 同上書 66～67頁。
- (4) 旗田 同上書 288頁。
- (5) 旗田 同上書 266頁。
- (6) 旗田 同上書 249頁。
- (7) 旗田 同上書 252頁。

Ⅲ、「看青」と「打更」

1、「看青」

『慣行調査』を駆使した旗田「看青」説は、氏の中国農村社会研究の主要部分を形成しており、前述のように筆者の研究も氏の業績を越えられないのが偽らざる事実である。しかし、本章では、「看青」の持つ社会的機能を再考するためにも、旗田「看青」説とは違った角度から、『慣行調査』に見られる応答を整理してみよう。

旗田「看青」説では、主要調査村を中心に、各村の「看青」の実情が「看

青」の発展過程としてまとめられていることは、前章で指摘した。ただ、比較的「看青」に関する報告事例が少ない寺北柴村についての検討は、相対的にみれば充分ではない。

1941年10月27日、寺北柴村前村長張樂卿は「看青」について次のように応答している。

「他村では村が1人か2人の看青的を備って全村の作物を看青させている
 が本村にはないか＝事変前にはあった
 それを何と呼んだか＝看青的
 では村の看青的と個人の看青的と二重になっていたのか＝しかり
 事変前には毎年村の看青的があったか＝あった
 看青的には村民を備ったか、他村から備ってきたか＝村民を備った
 看青的は何人か＝多くても2人。たいてい1人、村で一番貧しい人を備
 い、その人の生活を助けた。その人には秋になり穀物をやった」⁽¹⁾

応答者の前村長張樂卿は、きわめて博学であり、彼の応答には、彼の得た知識と村の現実が混同されていることは、筆者が直接調査に関与した方々へのインタビューでしばしば指摘されたことである。「看青」の報告事例が少ない寺北柴村の「看青」の実情については慎重な検討が要求される。しかし、先の応答から「看青」の持つ貧民救済的側面と、村としての組織化が依然として不十分なことが窺える。

事実寺北柴村には、村の「看青」とは別の「看青」、つまり2・3軒の農家が共同で実施した「看青」＝「公看荘稼」が存在した。この制度は、旗田「看青」説に詳しくまとめられた歴城県冷水溝荘の「看坡」と「義坡」の関係と同様なものであろう。つまり冷水溝荘では、多くの年には、「光棍・土棍に類する」8人の「看坡的」を雇って「看青」をさせる「看坡」が実施されるが、その成績の悪い年の翌年には、村民が交代で見張りをする「義坡」に変更された。⁽²⁾

旗田氏はこの制度について、「義坡に示される協同関係も、それほど進んだものではない。村民が直接にでて看視するという形は、看坡的にまかせきりの看視にくらべて、前進であることはたしかであるが、協同関係の内容は、村民の自発的奉仕的な協同ではなく、自己本位の打算的協同であり、その背

後には相互の不信不安がある」と述べている。⁽³⁾その限りにおいて、寺北柴村の「公看莊稼」も、それ自身、自然発生的に村落レベルの「看青」に発展するものではなかつただろうと思われる。

では、村落レベルの「看青」に発展し得なかつた「公看莊稼」は、日本軍の侵略・占領過程においてそのままの形態を保持して存続し得ただろうか。

この疑問への回答は、次の張樂卿の応答と関係している。

「この村で村が看青的を備うことありや=近頃は看青的なし
昔は如何=事変前にはあつた

看青的は村で備つたか、一家が備つたか=たいてい自分自身で備つて見張つた。去年から自衛団ができ、それが畑の見張をした」⁽⁴⁾

ここでいう自衛団とは、後述する「保甲自衛団」のことであり、一般的には村民を強制的に組織化した治安対策のための民間武装組織である。他村での応答では報告されていないが、「保甲自衛団」が畑の見張りをしたという証言が真実を物語っているとすれば、少なくとも寺北柴村に関しては、「看青」は「保甲自衛団」にくみこまれていったということができよう。このことは前章の後半部にまとめた旗田「看青」説に関する第3の問題である「協同関係」と「伝統的自治組織としての村落」との関係、つまり旗田「看青」説と、旗田「村公会」研究の接点を考察するうえで大きな意味を持つと思われる。そこで、次節以降、村民生活の維持をはかるための「共同関係」ともいふべき「打更」をとりあげ、改めて「看青」と「保甲自衛団」の関係について考察を重ねることとしよう。

2、「打更」

「打更」とは、日本でいえば「夜廻り」とか「夜番」さらには「夜警」と呼ばれる治安維持のための組織およびその行為を意味する言葉である。「光棍・土棍」の跳梁していた中国社会においては、時代的にも比較的旧くから存在し、地域的にも「慣行調査」の調査地である華北地方に限定される訳ではない。⁽⁵⁾しかし管見の限りでは、農村社会に存在する「打更」を取り扱った専論は不十分であると思われる。

「慣行調査」の各調査村に登場する「打更」には、「看青」と同様に、村民

が共同・交代して実施する場合と、村民から依託された「打更夫」と呼ばれる見張り人が村内の警備をする場合の2形態がある。

たとえば沙井村では

「民国初年頃の村の自衛にはどんな組織があったか＝当時は村公所が1人の者を備い、その者が毎晩木をたたいて廻った

それを何といったか＝「打更夫」

1人で番が出来たか＝彼があまり木をたたく時には村民が皆出て行く」
というように「打更夫」による「夜廻り」が実施されていた。⁽⁶⁾

しかし調査時の1940年代初頭では、

「打更しているか＝している

一日に何人出るか＝治安が良い時には5人ぐらい。悪い時には10人か15人。今は4、5人

輪流で出るか＝按地畝で輪流

土地のない人は出ないのか＝按地畝で出るが、出る番に当たった人が用事で出られない時には没地の人を呼び出す

没地の人には出なくてもよいか＝出なくてもよい。出るか否かは随便」と応答されているように、「打更」の形態も変化している。⁽⁷⁾

しかし、沙井村の場合、村民の輪流・交代による「打更」への変化は、県政府による「保甲自衛団」への組織化と同一視されて実施された嫌いがある。

例えば、「会首」の楊潤・楊沢・張永仁はそろって次のような証言をしている。

「匪賊が来襲したことありや＝事変前後かかることなし。昨年の如き一般に治安の悪い時にも来なかった

こそ泥はあるか＝ない

戸締まりはせぬか＝する

若い者だけを集めて自衛団の如きものを作っていないか＝若い者に限らず夜番の団体がある

夜番の団体の人数および名称は＝人数不定。「保甲自衛団」という

夜番は保甲がするのか＝分局の指令による

割当は何によって定めるか＝地畝を按じてきめる」⁽⁸⁾

つまり「会首」と呼ばれた村の指導者からしてみれば、従来からの「打更」の延長上に「保甲自衛団」が把握されているのであり、旗田氏が指摘したように「村落の伝統的自治組織を基礎として設定された」施策として受けとめられていたと思われる。

同様な事例は、侯家営にも窺える。

「打更的は今もあるか＝冬ある。去年はあった。輪流的にやった

打更的はある一定の人に頼んでやって貰うのではないか＝そうだ。一定の貧乏人を雇って打更的にする

去年の冬はどうしたか＝去年は輪流的にやった

去年はなぜ打更的を雇わなかったか＝会上の経済がふえたので費用を集めることが困難になり、節約のために輪流的にした

輪流的にしたとき誰が出たか＝土地の所有畝数10畝につき1人ずつ出した。一夜6人出て公会の部屋を借りて打更した。

(中略)

打更は何のためにするのか＝冬になると百姓が休みになり、収穫物もあり、高粱桿のような燃料も貯えているから、泥棒とか火災を防ぐために行う

(中略)

泥棒と火事を見附けたらどうするか＝鐘とかドラをならす

もし夜番する人の怠慢で物が盗まれたり火事となったらどうするのか＝翌日叱る。打更的のときでも叱るだけで、貧乏人だから約束通りの金をやらぬことは出来ない

そんな場合罰を受けることはないのか＝叱るだけだ

冬の夜警は打更的を雇うのが普通か、輪流的にするのが普通か＝10年頃前から輪流的でやっている

打更的はいつ頃まで雇ったか＝10年ぐらい前まで。5、6年前に1、2年間雇ったことがあると思う

(中略)

打更的に雇われる人は村で大体決まっていたか＝大体毎年数人の貧乏人の中から選ばれた」⁽⁹⁾

侯家營の場合、「打更夫」あるいは「打更的」と呼ばれた見張り人による夜間の村内警備が実施されていたが、農村経済の変化に伴い、会上＝村公会の経済状況が悪化すると、村民の輪番制に変更したということになる。

ところで、「打更夫」と呼ばれた見張り人には、村内の貧民が充てられていた。このことは、「看青」同様「打更」にも多分に貧民救済的機能が含まれていたことを物語る。しかし、村民の経済生活の悪化、それも全村民のいわば全層落下により、「打更」の中の貧民救済的機能の持つ意味は相対的に縮小していったと思われる。このことは、旗田氏が「看青」の「協同関係の成長過程は、村民生活の零落過程である」と指摘したことの別証に他ならない。

なお、侯家營の場合、1942年の調査によれば、「站崗」と呼ばれた「保甲自衛団員」による夜警の実施に変更しており、「打更夫」は単に村内に時を告げるためドラを鳴らしながら村中を廻るに過ぎない。このことから侯家營でも、沙井村と同様に、「打更」の持つ機能的側面は「保甲自衛団」に組み込まれていったとみることができよう。⁽¹⁰⁾

一方、冷水溝荘の場合には、前述の両村同様に、村に雇用された8名の「官更」と呼ばれる「打更夫」が4組に分かれ夜警をしていたが、1941年に村民による輪番制に変更している。⁽¹¹⁾

8名の「官更」とは、8名の「看坡的」を雇って実施した「看坡」と同様に、かつて民国初期に、村の住居区域が8段に区分され、各段から1人ずつの「看坡的」が選出されたことなごりである。⁽¹²⁾

しかし、次の応答は冷水溝荘の打更の特徴をよく表している。

「村で夜廻りをやっているか＝やっている

それを何というか＝打更という

打更をやる時期は＝看坡が終了した後で、10月から年末まで

打更の目的は＝火事を防ぎ、又盗難を予防するためだ

打更をやるものを何というか＝打更的という

打更的は看坡的のように村で雇うか＝否、村民が交代でやる

(中略)

今年は村民の出役だけで雇備打更的はないか＝4人雇っている

雇備打更的の仕事は＝雇備打更的は出役打更的の2組に1人ずつ配され

て、2段の地域における打更の責任者となる。出役村民がよく見廻りをしているか否かを監督する。また毎日の出役村民を呼出しに行くのも彼等の仕事である

雇傭打更的の報酬は＝一夜1回の割で村から出す⁽¹³⁾

応答の前半部は、他村と同様に「打更」の一般的説明に過ぎない。しかし「打更」の期間は、前述の沙井村を除いた大半が、冷水溝荘のように、秋の収穫期を過ぎた10月頃から、年末もしくは正月までである。しかも冷水溝荘の場合には、「看坡」が終了した後と応答されている。つまり農作物の盗難予防のための看視が終了した後、収穫物の盗難および火災の予防のために実施される「打更」の機構は、看視の地域が耕作地から居住地に変更したことを除けば、「看青」と同一であることが窺える。従って、限定された地域の看視である「看青」と「打更」は、看視主体の農民にとってみれば同一の組織で機能し得ることになる。村民による「共同関係」として「看青」および「打更」に、さらに「看青的」と「打更夫」の選出方法をめぐって、共通する側面が多いのも当然の結果ということになる。

応答の後半部分から、村に雇傭された「打更夫」と、村民の輪番による「打更」が両立・一体化していることが窺える。前述した他村の事例では、多くの場合「打更夫」の雇傭による形態は、村民の輪番制に変更され、さらにそれらの多くが「保甲自衛団」に改変されていった様子が窺えた。しかし、冷水溝荘の場合には、「打更夫」が輪番で出役した村民の事実上の監督者と化している。このことは、村の指導者の一人である任福申の次のような応答に関係している。

「保甲自衛団は打更に関係しないか＝関係せず。本来ならば自衛団が打更すべきであるが、自衛団中には土地を持たない者も少なくなく、土地なきものは勢い貧しく、冬のよるを戸外で過ごしてよだけの衣服を持っていない。また彼等の中には信頼出来ない者もある。こんな訳で本村では自衛団を用いず、別に打更的を組織することとした」⁽¹⁴⁾

ここには、「打更」が「保甲自衛団」に組み込まれるのではなく、むしろ村の有力者の指導の下に村民が組織化されていることが予測される。それは、冷水溝荘が泉の湧くという特殊な地理的条件を活かして、華北地方ではめず

らしい水稲栽培の可能な地域であることと無関係ではない。旗田氏は、「本村地方には、水田が多く、したがって商品作物たる米がつくられているが、それは未だ村落生活を零落にはみちびかず、かえってプラスとなり、比較的の生活の安定が保たれている」と語っているが、⁽¹⁵⁾本村の経済的特徴が、他村のように「保甲制」による県政府からの統治に組み込まれにくい状況を作り出しているといえよう。

「打更夫」を雇った「打更」と、村民の輪番による「打更」が両立した例は、王快村にもみられる。

「貴方の村では冬の夜番があるか＝毎年冬にある。「鳴更」と「暗更」の2種類あり

鳴更とは＝鼓を打って村中を歩き廻ること。村を巡回すると共に時刻を鼓の合図で知らす

暗更とは＝槍を持って巡回すること

同じ晩に鳴更と暗更は一緒に出るのか＝同じ晩に出るが、一緒に出て行かない。交代で出て行く。即ち鳴更が出て行けば暗更は帰り、暗更が出て行けば鳴更は帰る

どういう人が鳴更に行くか＝鳴更に行く者を雇う

貴方の村で鳴更に行く者を毎年何名雇うか＝1排に1名。5排だから5名だ

排とは＝組の意味。即ち私の村を5つの組に分ける意味

どうして排と名をつけたか＝わからない

暗更には誰が行くのか＝輪流だ

どのように輪流するのか＝各家から順番に出て行く

地畝によって出て行くのではないか＝違う。派夫は按畝ではなく、派款は按畝だ

按畝でなければ何を標準として人を出すか＝人がおれば出て行き、人がおらねば出て行かなくてよい。金を出したらよい

結局人を出した家は金を出さず、金を出した家は人を出さないこととなるのか＝然り。然し人もおり土地ももっている人は、どちらも出さねばならぬ。あまり土地をもたぬ人からは金は集めない。大体5畝以上

の家に對し金を集める」⁽¹⁶⁾

王快村の「看青」について旗田氏は、「看青したい畑に、貧乏人が勝手に灰をまいて歩き、灰をまいた範囲内の畑は、全部その人の看青区域になった」ことから、「看青区域が貧乏人の縄張りから生れてたということ、したがって、看青は協同的な方法ではなく、貧乏人の私的行為から始まったことを示す」とし、「大体の傾向として」と断りながら「私的看青の成績が悪く、弊害が多かったために、それをふせぐために、自衛団の看青が始まったのであろう」と結論を下している。⁽¹⁷⁾

しかし、二重の「打更」をあわせて考えると、村民間の「私的行為」と「公的慣習」とが必ずしも矛盾・対立関係にあるとは限らない。むしろ当該期の社会状況に規定された存在形態をとって行くと考えることができはしないか。従って、「打更」の二形態も、各村落の経済状況の変化の中で、それぞれの特徴を活かしながら、変更したりあるいは改変しながら両立していったのではないか。

そこで次節において、各村の「保甲自衛団」を類型別に整理して、改めて「看青」と「打更」との相互関係を考察してみよう。

3、「保甲自衛団」と「看青」・「打更」

「保甲自衛団」とは、日本軍の華北侵略・占領後、治安対策の一つとして集団防衛の名の下に、村落レベルで村民を組織化したものである。当然、時の権力にとっては、その末端支配体制を支える上で、重要な民間軍事組織の一つとも言える。

しかし、『慣行調査』で見える限り、日本軍の侵略以前においても、同様な組織が各村落には存在したようだ。

例えば、1941年11月の歴城県冷水溝荘での応答には、

「保甲自衛団はいつから出来たか＝保甲制が成立してから。その前には間があって民衆が看家した。間の中最も多いには、5人、少ないのは3人が毎晩出て看家した

今でも民衆看家か＝保甲制が成立したから保甲自衛団で、民衆看家ではない

民衆看家と保甲自衛団とはどう違うか＝内容は同じで名前だけが違う

(中略)

これは1年の中でいつあるか＝陰暦10月から年末まで

この3月以外にはないか＝この3月以外はとても忙しいので夜看家すると昼働き得ないからない

そうすると看家のない時には泥棒がくるのではないか＝その時は誰もが働き得て少なくとも30銭50銭を得られるから泥棒となってくる苦はない」⁽¹⁸⁾

とある。

また恩県後夏寨では

「県の命令で治安維持のための組織を作ったことがあるか＝現在保甲自衛団を作っている

以前はどうであったか＝別に県の命令で作ったものはないが自衛のために紅槍会は昔からあった

聯荘会というのが県誌に出ているが本村にはなかったか＝それは昔の紅槍会と同じものだと思う。特に聯荘会というものはなかった

(中略)

自衛団には報酬があるか＝なし

訓練に行く時は＝なし

団長には保長がなると決まっているか＝然り

訓練にはどんな武器を持って行くか＝紅槍と青龍刀

今の自衛団の中心をなしているのは誰か＝紅槍会の会員

紅槍や刀は昔から村にあったか＝事変前からあった

自衛団が活動したことはないか＝ない

自衛団の費用は＝活動したことがないので不必要である

保甲自衛団はあった方がよいと思うか＝村ではほとんど保甲自衛団とはいわない。皆紅槍会といっている

職業的な自衛団はないか＝ない

県の命令によらないで出来た自衛の組織はないか＝紅槍会だけ」⁽¹⁹⁾

と応答されている。

冷水溝荘の「民衆看家」と後夏寨の「紅槍会」の例によれば、①「保甲制」による郷村支配が実施される以前から、集团的防衛機構が確立されていたこと、②「保甲自衛団」は、郷村に存在した旧来からの集团的防衛機構に基づいて成立していること、③集团的防衛の主体である村民にとっては、「保甲自衛団」は旧来から郷村に存在した防衛的機構と同一のもの、もしくはそれに近いものとして受けとめられていたといえよう。

さて、前項で紹介したように、「夜番の団体」を「保甲自衛団」と呼ぶ沙井村では、

「夜警は夏だけか＝年中行う

現在の夜警の人数は＝10余人

その割当方法は＝地畝を按じて順を決める。甲によって順番を決めるの

ではない。割当表がある。その割当は守られている。ただし兄の代り

に弟が出てよい。代人を雇ってもよい。ただ人数は集める

夜番に代人を雇うのは普通に行われているか＝然り

土地のない者は夜番に出なくてもよいのか＝夏の治安の悪い時(陰6、7月

頃)は出る。今は出ない。土地のない者の出役に対する報酬はない」⁽²⁰⁾

と、応答されている。

ここから、沙井村の場合「打更」と同様「保甲自衛団」も年間を通して機能していること、自衛団員には土地所有者が参加し、必ずしもその所属する保甲にかかわらず、「保甲自衛団輪流表」(表1を参照のこと)という割当表が作成されていることが、明らかにされる。

沙井村における「保甲自衛団」への出席割当表について、小学校の教員である劉悦は次のように説明している。

「保甲自衛団の出番割当は誰が決めるか＝村長と会首が合議して決める。

土地の多少によって出番回数が定められている

土地のないものは出ないか＝出ない

小作人は全然出ないか＝たくさん土地を耕しておれば出るが、小作畝

数の少ない時は出ない

(中略)

昨年も夜番に出たか＝会首等が相談して出役の割当を定めて出た

昨年も5畝で1日だったか=土地の多い人が多く出た

この表(表1のこと——引用者)は大体金のある順位を示すか=然り」⁽²¹⁾

実際、表1を見れば、張輯五(副村長で沙井村一番の土地所有者の張瑞のこと)が、毎晩出役していることになっている。このことに関連して、張瑞本人が毎晩出る

のか、それとも代人が出るのかという質問に対して、貧農の杜復新は、「毎日、張瑞の家から3人ずつ出る」と語り、さらに「一晩や二晩は代人を出さなくても文句はない。代人を出してもよいが、代人を出す人はない」と補足し、出役の割当に基づくその実施が比較的柔軟にされていたことを窺わせる説明をしている。⁽²²⁾

しかし、表1からは張瑞本人の出役の如何に拘わらず、「保甲

表1 沙井村の「保甲自衛団輪流表」

出役日	出 役 人 員 名
1日	張輯五(以下①と略)・楊政(②)・李秀芳(③)・李会元(④)・趙廷福(⑥)・吳殿臣(⑧)・楊永林(⑦)
2日	①・②・③・④・⑤・⑥・⑦
3日	①・②・③・楊永才(⑧)・⑤・楊春旺(⑨)・⑦
4日	①・②・③・⑤・⑧・楊紹增(⑩)・周宴(⑪)
5日	①・②・③・趙廷魁(⑫)・⑧・⑩・⑪
6日	①・②・③・⑫・楊潤(⑬)・張誠(⑭)・⑪
7日	①・②・③・⑭・⑬・⑪・張永仁(⑮)
8日	①・楊子泉(⑯)・③・⑭・⑬・⑪・⑮
9日	①・⑯・③・⑭・⑬・⑪・⑮
10日	①・⑯・③・⑭・任振綱(⑰)・李慶全(⑱)・⑮
11日	①・⑯・⑱・⑰・⑮・李海廷(⑲)・李祥林(⑳)
12日	①・⑯・⑲・張守仁(㉑)・⑰・⑱・㉒
13日	①・⑯・⑲・⑱・⑰・⑱・李樹林(㉒)
14日	①・⑯・⑲・⑱・⑰・⑱・㉒
15日	①・⑯・⑲・⑱・⑰・⑱・㉒
16日	①・⑲・⑱・⑰・孫鳳(㉓)・劉長春(㉔)・李強林(㉕)
17日	①・⑲・⑱・⑰・㉓・㉔・劉貞(㉖)
18日	①・⑲・⑱・楊沢(㉗)・㉓・㉔・杜祥(㉘)
19日	①・⑲・⑱・㉗・㉓・趙紹廷(㉙)・劉福(㉚)
20日	①・⑲・⑱・㉗・㉓・㉙・㉚
21日	①・⑲・⑱・㉗・㉓・李清元(㉛)・㉚
22日	①・⑲・㉛・王悦(㉜)・杜守田(㉝)・㉚・杜春(㉞)
23日	①・⑲・㉛・㉜・張麟榮(㉟)・楊永元(㊱)
24日	①・⑲・㉛・㉟・王春林(㊲)・趙文有(㊳)・楊生(㊴)
25日	①・⑲・楊明王(㊵)・㉟・㊴・趙立民(㊶)・李広恩(㊷)
26日	①・⑲・㊵・㊶・李広玉(㊸)・柏成志(㊹)・景德福(㊺)
27日	①・㊸・㊹・㊺・杜欽賢(㊻)・張晋代(㊼)・楊黄氏(㊽)
28日	①・㊸・㊹・㊻・㊼・孫有讓(㊾)・張守俊(㊿)
29日	①・㊼・㊽・崇文啓(㊿)・張珍(㊿)・閔楊氏(㊿)・傅菊(㊿)
30日	①・㊿・李広德(㊿)・㊿・杜德新(㊿)・李注源(㊿)・張樹林(㊿)

『慣行調査』第1巻107頁より作成。なお、本表の人員名には、号・字等が使用されて本名で記載されていない者もある。

自衛団」の事実上の運営は、「看青」と同様に「会首」を中心とする村落支配層に握られていることも理解しえよう。このことは、本稿でとりあげた村落防衛機構が、それぞれ名称および個々の機能が違っていても、相互規定的存在形態をとっていることを想起させる。沙井村同様「保甲自衛団」が年間を通して機能しているのは、良郷県呉店村である。

「保甲自衛団ありや=あり

何時出来たか=2、3年になる

団員ありや=あり

何人いるか=毎晩5名この廟に来る。禹運は指導者。4甲から5名出る
夜警をするのか=然り

年中夜警をするのか=今年2月から始つて毎晩やっている」⁽²³⁾

沙井村と呉店村のみ「保甲自衛団」が年間を通して機能しているのは、前述した旗田氏の「看青の境界と村界」という考え方と関させて再考すると、2村では同族関係が分解し異姓雑居の傾向が強く、階級分化が進行していることの他に、北京に近いという地理的条件が関与しているようだ。つまりその地理的特殊性から、実際の郷村防衛のための「保甲自衛団」というよりは、その設置および機能が多分に中央政府の理念的規範として位置付けされていると思われる。無論あくまで「理念型」に過ぎないから、実際は「会首」層を中心とする村落支配層の意向を尊重した形をとって運営されている。

というのは沙井村と呉店村以外の村落では、「保甲自衛団」の年間機能ということを建前として認めたとしても、「打更」の事例同様、秋の収穫期を過ぎた頃から年末もしくは正月までというのがその大半である。実際、冷水溝荘の「民衆看家」に見られたように「この3月以外はとても忙しいので夜看家すると昼働き得ないから」と、年間を通した機能を否定している。

例えば寺北柴村では、

「何故冬期のみ自衛団を組織したか=夏秋は治安が良いからその必要がない。冬になって組織し翌年2月頃迄やっていた

(中略)

自衛団を組織したのは政府の命令によったのか、村民が自発的にしたのか=政府の命令に従ったのである。それによれば一年中自衛団を組織すること

になっているが、村の百姓は夏期には忙しいしまた夏期は治安も良いから特に冬期のみ自衛団の仕事をしたわけである。事変前は毎年冬期には治安が悪かったから各村共にその時期には必ず自衛団を組織した」⁽²⁴⁾

無論、寺北柴村での「事変前の自衛団」とは、今まで述べてきた「保甲自衛団」のことではない。しかし、村民にとってその組織および機能は同一視されていたようだ。例えば、

「何により治安を維持して来たか＝自衛団によって来た
現在の保甲と前の保甲制と何処が異うか＝今の方が少し嚴重のようだ
今の自衛団の組織は何時からあるか＝民国以来冬期になると組織し自衛
に任じていた」⁽²⁵⁾

と応答されている。

侯家営の場合には、前述したように「派崗」と呼ばれる「保甲自衛団員」による夜警＝「站崗」が実施されている。

「派崗とは何か＝廟の前に自衛団の棒を持って立っている人を派崗という。

毎日それを昼夜交代する

幾人ずつか＝昼4人、夜4人である

あれは県から立てろという命令が来たのか＝命令が来た

それを見せてほしい＝それは郷にある

それでは郷から来た命令を見せてほしい＝この站崗は保甲制ができてから自衛のために立てた

一日も休んではいけないか＝輪流でやる

治安がこんなによくてもいい程ではないか＝なくてもいい程であるが自衛のために防備する

侯家営などでもやっているか＝そうである

毎日やっているか＝昼夜輪流する

我々が此処に来ているから特にやっているわけではないか＝そうではない。

外村でもやっている

この自衛団と冬の打更とは違うか＝打更はドラを鳴らしながら1更・2更・

3更などと廻るが、站崗は翌朝までずっとやっておらねばならぬ」⁽²⁶⁾

侯家営の場合、前述したように「打更」の持っていた村落防衛的機能は、「保

甲自衛団」の中に組み込まれており、残存した「打更」という名称は時刻を告げるだけの役目に限定されている。

ところで、冷水溝荘の南に位置する蘇家荘という小村の「保甲自衛団」について、次のような応答がある。

「本村には自衛団があるか＝ある、現在やっている

それは打更と同一であるか＝打更と普通はいつている

どんな方法で打更的を出すか＝10戸（1甲）につき毎夜1人の打更的を出す。従って村全体で5人ということになる。彼等が交代して村中を巡視する

どんな風に交代するか＝毎夜12時以前には2、3人で、12時以後3、4人で、適宜交代してやる。しかし1人だけは道具の番をする必要があるので小屋に止まる

打更にはどんな道具を使用するか＝棒と槍とを使用する。燈火は所持しない

自衛団以外の人は打更をやらぬか＝普通の時は自衛団でやる。特に警備を必要とする時には、自衛団の数を2、3人増加する

冷水溝荘では地畝数によって打更的の出役を割当てているが、本荘では何故10戸に1人という風にするのか＝冷水溝荘は戸数も多く、その内5畝以上の土地所有者も多いので按畝出役が可能であるが、本村は貧しく、各戸の土地所有額も僅少であるため、冷水溝荘の如くにはやれない⁽²⁷⁾

応答の前半部分は、蘇家荘のような小村でも「保甲自衛団」＝「打更」の存在を物語っている。後半部分は小村であるが故に、出役に弾力をもたせていることが理解される。特に団員数は状況に応じて増加させるという条件が付与されている。戸数の少ない、かつ経済力のない村であればなおさら弾力性は必要であったと思われる。

以上簡単に1940年代前半期の華北地方における「保甲自衛団」の実態を紹介した。そこには「保甲自衛団」の持つ様々な側面が窺われたが、まとめると以下のようになる。

①「保甲自衛団」の多くは、旧来から村落に存在した集团的防衛という伝統及びその機構に立脚して成立しているかのように見える。

②政府権力にとっては、村民の集団防衛に対するコンセンサスが郷村防衛につながると拡大解釈して、「保甲制」による郷村統治を実施しようとしたが、集団防衛の主体たる村民にとっては、あくまで「看背」とか「打更」に見られる慣習的機能の延長以上には理解されていなかった。

注

- (1) 【慣行調査】第3巻42頁。ただし以下【慣行調査】Ⅲ-42と略記する。
- (2) 旗田 前掲書 213頁。
- (3) 旗田 前掲書 224頁。
- (4) 【慣行調査】Ⅲ-42。
- (5) 例えば諸橋徹次著『大漢和辞典』第5巻では、『福恵全書』刑名部 人命上 疑獄の一節「是一夥打更的、在氏家門椽下、烘火吃烟」を引き、「物を打鳴らしなどして、夜をいましめてまわる」と説明している。
- (6) 【慣行調査】Ⅰ-121。
- (7) 同上書 Ⅰ-223。
- (8) 同上書 Ⅰ-103。
- (9) (10) 同上書 Ⅰ-20~21。
- (11) 同上書 Ⅳ-36。
- (12) 同上書 Ⅳ-28~29。
- (13) 同上書 Ⅳ-36。
- (14) 同上書 Ⅳ-36。旗田氏は、この応答部分について、看背が発展するまでの過渡期における混迷状態を表している、未組織の協同組織の事例として紹介している(旗田前掲書182頁)。
- (15) 旗田 前掲書 218頁。
- (16) 【慣行調査】Ⅵ-121。
- (17) 旗田 前掲書 188頁。
- (18) 【慣行調査】Ⅳ-338。
- (19) 同上書 Ⅳ-410~411。
- (20) 同上書 Ⅰ-103。
- (21) 同上書 Ⅰ-107。
- (22) 同上書 Ⅰ-135。
- (23) 同上書 Ⅴ-413。
- (24) 同上書 Ⅲ-36。
- (25) 同上書 Ⅲ-39。
- (26) 同上書 Ⅴ-343。
- (27) 同上書 Ⅳ-38。

IV、小 括

旗田「看青」説の批判的検討については、IIで簡単に論及した。重複を恐れずに言及するならば、旗田氏が中国社会における「共同体」と切断して、「看青」に見られる「協同関係」を考察したことは、従来の「村落共同体」論に見られる一面的理解を克服するうえでは有効であったが、村落支配構造との関連から再考すれば、かえって新たな問題を生じたといえる。

周知のごとく旗田「看青」説は、「慣行調査」という膨大な調査資料を駆使した研究であるが、小稿ではIIで、旗田「看青」説と氏の「村公会」研究への視点との関連をどのように理解すべきかということが問題の一つであると指摘しておいた。この問題と関連させて「看青」や「打更」についての応答を整理してみると、筆者にはむしろ旗田氏が「慣行調査」に参加する以前から抱き続けていた「村公会」研究に見られる村落支配構造を究明しようとする視点は、かえって「慣行調査」にまとめられた各応答によって強化・補強されているようにさえ見える。このことは、「伝統的自治組織」としての村落を中国における「共同体」の歴史的 성격と関連させて分析していくうえでの一つの指針的問題設定と言えよう。

しかし、旧来の「村落共同体論的視角」からの研究への批判的作業をその研究目的の一つとした旗田「看青」説では、意識的にか無意識的にか判別はつかないが、現存した「伝統的自治組織」と、「理念形」としての中国社会における「共同体」を切断してしまった。その結果として「共同体」の歴史的・存在形態についての考察は充分になされなかったことは前述した通りである。そこで中国社会に歴史的・存在として意味を持った「共同体」の実態を、現代中国社会との関連から究明しようとする筆者は、近代中国農村に残存する「共同体的諸慣行」＝解体しきれない「共同体」の残滓を、旗田氏のように「協同関係」と表記せず、あえて「共同関係」という語句を使用してとりあげてきた。

ところで「伝統的自治組織」を再考するうえから小稿がとりあげた「看青」「打更」について、「保甲自衛團」との関係から簡単にまとめてとりあえず脱稿とする。

まず「保甲自衛団」の機能には、調査村の経済的状況の違いによってその運用には差異が認められるものの、従来の「看青」と「打更」に見られる機能的諸側面が継承されている。

そして次に、村落レベルにおける「看青」と「打更」の組織化は、共に貧民救済の機能を保持してなされているが、両者の共通性はそれに止まらず、必要人員の出役等その運用の特殊性から、ほぼ同一の方途をとって組織化されてきたといえよう。

第3に、「看青」と「打更」の組織化が、同一の方途をとったことは、両者には農耕地における農作物の看視か、居住地域における農村生活の安全確保のための看視という違いがあるにせよ、看視主体である村民にとっては、農村生活の維持という観点から同一のレベルに位置付けられていたことを物語る。換言すれば「保甲自衛団」の実施にみられる政府権力による農村支配は、「看青」と「打更」を合体させてこそ、農民のコンセンサスを獲得し得たのであった。しかし、その運用は、年間を通じて実施されることは少なく、結果として「打更」の実施期間を踏襲したように、弾力的になされていた。

第4に、調査村の多くでは、「看青」の期間と「打更」の期間は重複せず、「看青」の後に「打更」が実施されていた。というのは、「看青夫」「打更夫」を雇傭する場合にせよ、村民が輪番で出役する場合にせよ、「看青」もしくは「打更」の制度が存在し、それを村内外に誇示することが、村落防衛上重要な意味を持っていたのであり、実際に盗賊等を撃退する程の物理的防衛力の存在は多分に二義的であった。

第5に、「打更」および「保甲自衛団」も「看青」同様、その運用にあたっては村落支配層である「会首」層の意向を尊重した形をとっていたと思われる。無論そのような形態は、一方において村民の総意を表わし、村民同士の結合の強さを示すが、他方においては「会首」層を中心にしなければもはや機能し得ない「共同関係」の弱さをも物語っている。

最後に、「看青」「打更」さらに「保甲自衛団」に見られる村落の防衛的機構の内実を検討すれば、現象的には「合理的打算的」行動規範の保持を示す中国農民および農村社会の深層に注目する必要があることが痛感される。そして農村社会の深層部に存在する諸要因を表層部の諸現象と関連させて考察

近代中国華北農村社会における「看青」・「打更」についての一考察 (内山)

することこそ、いわゆる中国における「共同体」の歴史的な性格を、「単なる視角の提示以上に意味を持たせて議論すること」に他ならない。その限りにおいて小稿は、そのための前提的作業の一過程を紹介したに過ぎない。